

○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成三十年一月十八日厚生労働省令第五号)	○沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成30年3月30日沖縄県条例第12号)	
<p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第十六条 省略 2～6 省略 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第16条 省略 2～6 省略 7 介護老人医療院は、その提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 <u>この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十条 省略 2 省略 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第30条 省略 2 省略 3 介護医療院は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>4 介護医療院は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p>(非常災害対策)</p> <p>第三十二条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第32条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 <u>2 介護医療院は、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。</u></p>	<p>非常災害時には、交通インフラの寸断などにより物資の調達が困難になることが想定される。自力で避難することが困難な高齢者の入所系施設においては、利用者が施設内に取り残されることも想定されることから、食料、飲料水等の非常用食料等を備蓄することを努力義務とする規定を追加したものである。</p>
<p>第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準 (介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第四十七条 省略 2～8 省略 9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>第5章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準 (介護医療院サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 省略 2～8 省略 9 ユニット型介護医療院は、その提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 <u>この場合において、評価については、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。</u></p>	<p>質の評価に対する意識付け及び外部調査による客観的評価の導入により、介護サービスの質の向上に好影響を与えることが想定できることから、第三者による調査若しくは評価を受けることを努力義務とする規定を追加したものであり、第三者による評価の範囲、手法等については問わない。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>	

<p>第五十二条 省略 2～3 省略 4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>第52条 省略 2～3 省略 4 ユニット型介護医療院は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。 5 <u>ユニット型介護医療院は、研修の受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業者の資質を向上させることにより、介護サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業者が特定の職種、従業者に偏ることないよう配慮すること。</p>
<p>(準用) 第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十三条、第二十五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用) 第54条 第7条から第15条まで、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び<u>第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。</u>この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条中「介護医療院は」とあるのは「ユニット型介護医療院に」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第五章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と読み替えるものとする。</p>	<p>※第32条第2項の解釈をユニット型介護医療院に準用する。</p>